平成24年三条市議会第5回定例会請願文書表

受理番号	第 31 号	受理年月日	平成24年9月11日
件 名	教育費無償化の前進を求める請願		
紹介議員 藤田博史君 武藤元美君			
	請	顧 文	

【請願理由】

国は「社会全体であなたの学びを支えます」と宣言し、2010年度から公立高校授業料不徴収及び私立高校等就学支援金制度(以下「高校無償化」という。)を始めました。それは、受益者負担主義からの転換を意味し、教育の機会均等を保障するものとして国民から大いに歓迎されました。

しかし、保護者が負担する学校教育費は、就学支援金が出ているにもかかわらず私立高校で68.5万円、授業料不徴収となったにもかかわらず公立高校で23.7万円(文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」)と、依然として家計の中で大きなものとなっています。長引く不況の下で所得が下がり、これ以上の教育費負担は難しいという家庭も増えています。そうした実情を受け、独自措置で一定の年収以下の家庭に私立高校授業料を実質無償化する自治体も生まれています。しかし、自治体の努力に頼る方法は、地方財政の厳しさからも限界があります。教育を受ける権利が自治体による格差で左右されてはなりません。そのために、国は責任を持って教育費の保護者負担軽減を進める必要があり、高校無償化は維持するだけでなく、大きく拡充すべきです。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「高校無償化法」という。)の附帯決議には、「3年後(=2013年度)に見直しを行う際には、経済的負担の軽減の状況や教育の機会均等を図る観点から検討を加え必要な措置を講ずる」とあります。しかし、一部には所得制限導入など高校無償化の理念を損なう見直しを検討すべきだという声があり、今年度の見直しに影響を及ぼすことが十分に考えられます。高校無償化は、本来の趣旨に沿った拡充のための見直しこそ必要です。

これまで、国民が留保撤回を求めてきた国際人権規約の社会権規約にある漸進的無償化条項(第13条2項(b)(c))について、外務大臣から国会で前向きな答弁がありました。日本は、高校・大学授業料の無償化や給付制奨学金の整備が遅れ、長く世界の流れから取り残されていました。高校無償化法の附帯決議でも、給付制奨学金制度創設や低所得者世帯への負担軽減、私学助成の充実、特定扶養控除見直しによる負担増の解消が決議されています。一日も早く、公私ともに高校・大学授業料の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

以上の趣旨から、次の事項について関係機関に意見書を提出してくださるよう請願いたします。

【請願事項】

- 1 国は、公立高校授業料不徴収及び私立高校等就学支援金制度の維持・拡充を進めること。
- 2 国は、高校生・大学生に対する給付制奨学金制度を作ること。